

# 九州厚生局における農福連携の取組

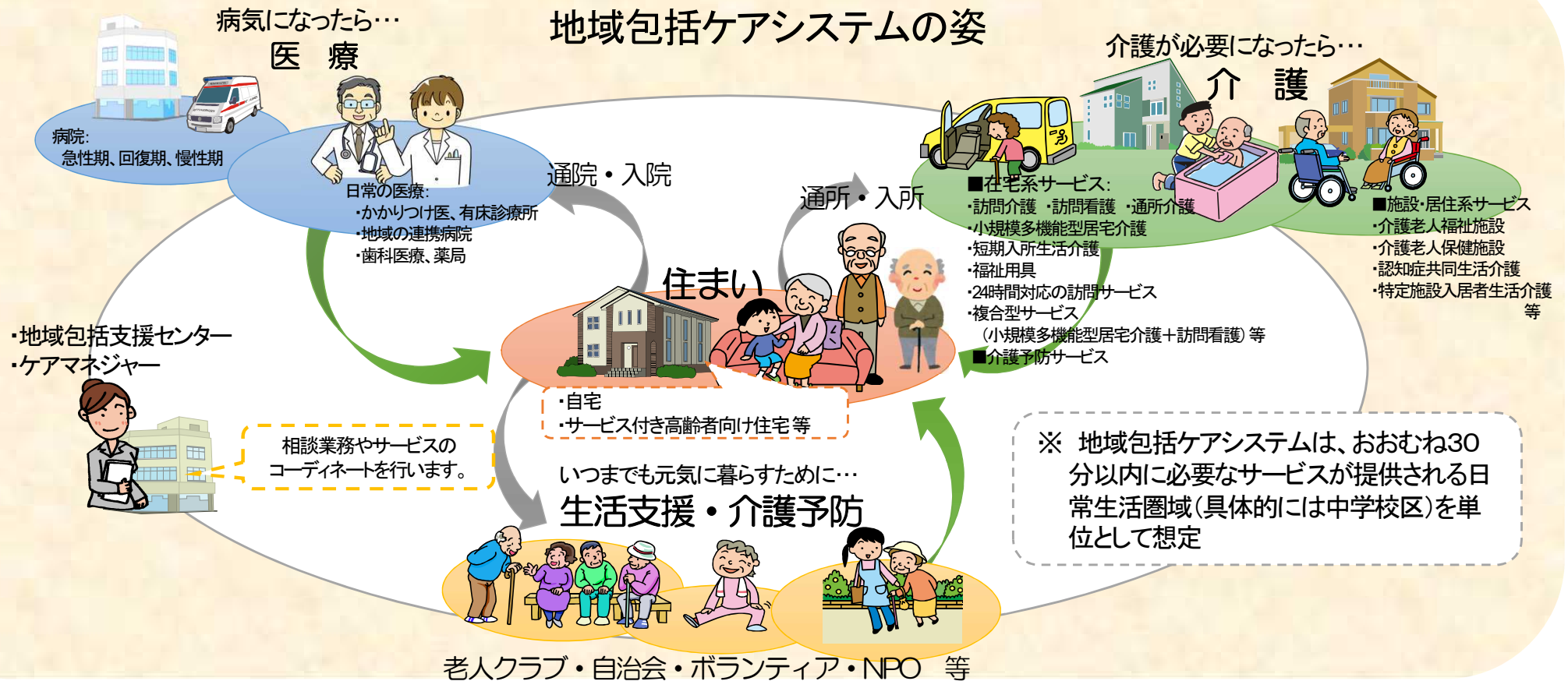
令和2年2月14日



厚生労働省九州厚生局  
(地域共生社会推進室)

# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 地域共生社会の実現に向けて

「必要な支援を包括的に提供する」ことが必要であるのは、高齢者だけではない。

障害者、生活困窮者、子ども等に対する「多世代対応型」の地域包括ケアシステムが必要。

高齢者

障害者

生活困窮者

子ども

都市部など、それぞれの専門的なサービスを整備することが可能な地域

- 地域のニーズを踏まえながら、不足するサービスを整備することが必要。
- サービス提供主体の連携の下に、複合課題(高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯、介護と育児に同時に直面している世帯等)や制度の狭間(ごみ屋敷、障害はあるが手帳申請をしない等)への対応も必要。

それぞれの専門的なサービスを整備することが難しい地域

- 制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域の多様な主体がつながりながら、地域を共に創ることが必要。
- 同時に、地域の課題の解決(各種産業での人手不足の解消、地場産業の育成、資源の保全、コミュニティの形成等)にもつなげることができないか。

いずれの地域においても必要なことは、

- 地域の多様な主体が「我が事」として参画すること。
- 地域の人・資源が、分野・世代を超えて「丸ごと」つながること。

このような社会が「地域共生社会」であり、その実現に向けた取組は、「まちづくり」の取組であり、「地域力の強化」のための取組である。

# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

## 課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
  - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

## 制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

高齢者

地域包括ケアシステム

[地域医療介護確保法第2条]

【高齢者を対象にした相談機関】  
地域包括支援センター

共生型  
サービス

生活困窮  
者支援

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】  
基幹相談支援センター 等

子ども・子育て  
て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点  
子育て世代包括支援センター  
等

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

## 土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり



# マッチング支援事業(他省庁との連携)

- 自治体や福祉関係事業者等が抱えている課題などをヒアリング等により把握し、他省庁（国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省）の地方支分部局と連携し情報共有等を行うとともに、厚生労働省及び他省庁の関連施策等を活用した支援策の検討などのマッチング支援を行う。

## 1 居住支援（国土交通省九州地方整備局との連携）

九州地方整備局と共同で、自治体（市町村）の福祉分野と住宅分野の職員と共に各分野が持つ資源や情報力の有効活用を検討し、自治体における実効性のある具体的な連携政策を創ることへの支援を行う。

※ 平成30年10月から、九州地方整備局と共同で「地域包括ケア等×住宅建築ストック政策クラフトチーム」を開催しており、管内5市町が参加。

## 2 移動支援（国土交通省九州運輸局との連携）

自治体（各県）を通じて、移動手段の確保に課題を抱えている事業者（高齢者や生活困窮者の通いの場、障害者の就労継続支援事業所などの実施主体）を把握し、九州運輸局と連携し、当該地域の交通事業者に協力の可能性等の検討の要請や両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

## 3 農福連携支援（農林水産省九州農政局との連携）

福祉関係事業者（農業への取組を検討している障害者就労継続支援事業所等、生活困窮者支援事業所や高齢者の生きがいづくり事業を実施している団体などの実施主体）から、九州農政局と共同でヒアリングを行い、実施可能性やその方法を検討し、地域のJA等に対して協力できる農家等の調査を依頼するとともに、両省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

※ 農林水産省では、平成29年度から、農山漁村振興交付金に農福連携対策が創設されており、これまで管内9団体を支援。また、厚生労働省では、平成28年度から、「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る都道府県に対する補助金が創設されており、これまで管内全県を支援。

## 4 ICT利活用支援（総務省九州総合通信局、経済産業省九州経済産業局との連携）

福祉関係事業者や医療関係事業者等から、ICTの導入検討や課題についてヒアリング等により把握し、九州総合通信局や九州経済産業局にその内容等を伝達し、各省の関連施策等を活用した支援策の検討を行う。

# 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト（平成28年度～）

平成30年度予算額 269,310千円 → 平成31年度予算案 269,310千円 差引増▲減額 ±0千円

## 事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

## 実施主体

都道府県  
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

### ○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

### ○農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

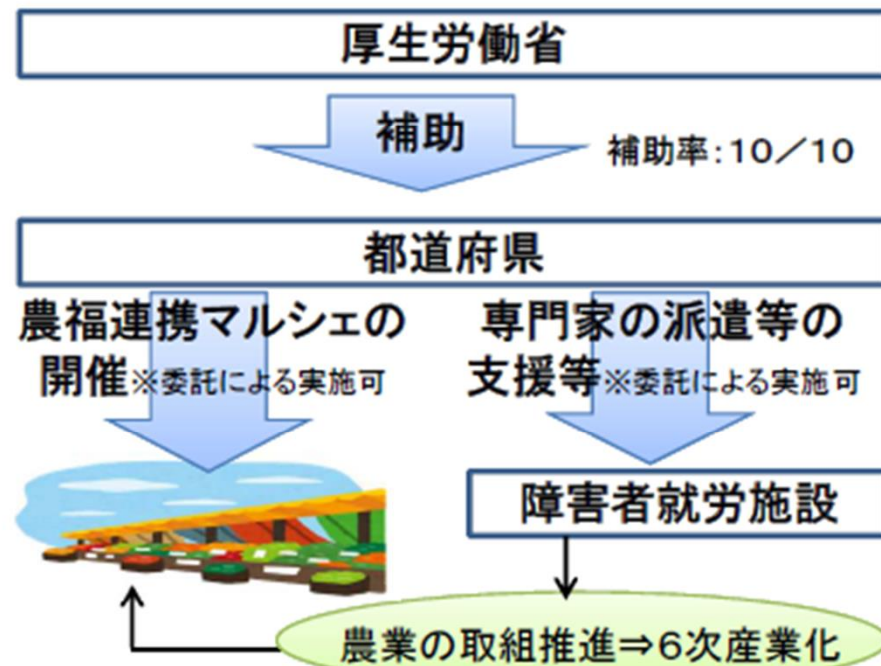
### ○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

### ○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

## <事業のスキーム>



農福連携マルシェへの参加





# 農福連携の取組事例（「農」主体）

## 農業生産法人（有）寺本果実園 （熊本県熊本市河内町）

～みかん生産で障害者の就労の場を確保～



段々畑のみかん園



出荷作業の様子



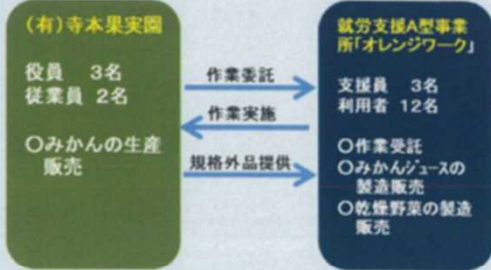
寺本果実園の皆さん

区分	団体名	作物	取組のポイント
「農」主体	（有）寺本果実園 （熊本県熊本市）	みかん	みかん生産で障害者の就労の場を確保
	農家「オムニバス」 （宮崎県日南市）	ゴボウ、オクラ、野沢菜、高菜	障害者を含む地域の労働力を活用した露地野菜経営
	（有）緑の里りょうくん （宮崎県日南市）	多品目の柑橘類	こだわりミカンの出荷作業を福祉事業所に委託
	（株）南風ベジファーム （鹿児島県南さつま市）	赤しそ、高菜、漬物等加工、作業受託	野菜生産＋漬物加工＋農作業受託で就労の場を確保
「福」主体	社会福祉法人佐賀西部コロニー （佐賀県太良町）	みかん、さつま芋等	福祉施設と地域の高齢農家が連携した農業生産
	NPO法人にしはらたんぽぽハウス （熊本県西原村）	いちご、栗、ユズ等の農産加工	規格外品等地域資源を活用した6次産業化
「農」と「福」のマッチング	社会福祉法人太陽の家 （大分県別府市）	農作業受託	J Aと福祉事業所の間で農作業の共同受注を調整

### 経緯

- ・大規模みかん経営の法人。40年ほど前より知的障害者を住込みの実習生として受入。
- ・実習生の増加に伴い、先代の当社社長がH16年に社会福祉法人を設立し、当社の作業受託を担う就労継続支援A型事業所、グループホーム等を運営。
- ・実習生は事業所に雇用されるとともに、グループホームに入居し、日常生活上の指導・支援を受けている。

### 体制



### 取組内容

- ・温州みかん3種類10ha、晩柑類6種類8haの減農業栽培を30年以上継続。全国の生協等の小売店に販売。
- ・多様な品種のため、一年を通して作業があり、利用者7名が通年従事。
- ・規格外品を事業所に提供。事業所はストレートジュースを製造販売。
- ・利用者の特性をみて担当してもらう作業を決め、作業工程を単純化し、単一作業を行ってもらっている。
- ・作業内容や量は、各人の能力に合わせて、無理をさせず、手の届く目標を設定。

### 取組の評価

- ・人手不足の中、利用者は貴重な労働力であり、経営の継続発展には欠かせない存在となっている。
- ・年間を通じた作業委託により利用者は最低賃金と同水準の収入を得ることができている。
- ・出荷する際、社員の写真を添付。障害者とともに安全で美味しいみかんづくりに取組んでいることを紹介。「障害者の仕事に感動した」等の反響があり、障害者の励みとなっている。



# 農福連携の取組事例（「農」主体）

## 農家OMUNIBUSU（オムニバス）

（宮崎県日南市）

～障害者を含む地域の労働力を活用した露地野菜経営～



水田ゴボウの間引き作業



水田ゴボウの収穫作業

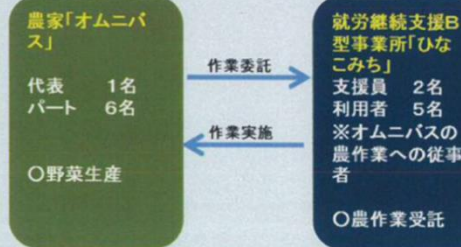


収穫されたゴボウ

### 経緯

- 代表は、農家名のオムニバス（集合体）のとおり、雇用により多くの人が従事する農業を目指し、H27年に就農した青年農業者。
- 自作地及び耕作放棄地の再生により水稲、水田ゴボウ等の生産に着手。ゴボウの収穫作業を地元の就労継続支援事業所に作業委託。
- 通年就労の場を提供できるよう水稲をオクラに転換。裏作借地でゴボウを拡大。

### 体制



### 取組内容

- H30年の栽培面積は、ゴボウ3ha、オクラ0.4ha、野沢菜1ha、高菜0.6ha。
- 販売先はゴボウ、オクラは主にJA、野沢菜、高菜は漬物メーカーに直接販売。
- 代表が機械作業、作業スケジュールの作成・連絡を行う。パート従業員を6名雇用し、常時3名が農作業（障害者が出来ない作業）に従事。また障害者5名とその支援員2名が農作業に従事。
- 障害者には日々の作業量のノルマは決めず、所定の時間内で可能な範囲での作業をお願いしている。

### 取組の評価

- 障害者は、単純な作業を一生懸命行ってもらえる大事な戦力。農家の規模拡大（H27の1.5haからH30は6ha）に貢献。
- 利用者は楽しく作業に従事。年間を通して就労の場が確保されたことにより、工賃向上に結びついている。
- 農家の規模拡大で利用者や支援員の増員が可能となった。
- 今後も規模拡大を目指しており、障害者や時間に余裕のある健常者のパート雇用をさらに増やしたい。

# 農福連携の取組事例（「農」主体）

## （有）緑の里りょうくん

（宮崎県日南市）

～こだわりミカンの出荷作業を福祉事業所に委託～



樹上完熟のミカン園

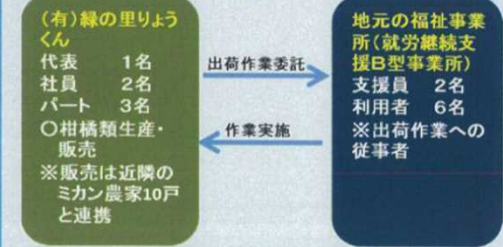


出荷用ダンボール

### 経緯

- 柑橘類専門の農業生産法人（経営規模8ha）。マルチ栽培、樹上完熟、減農薬の栽培法。高糖度の味にこだわった多品目の柑橘類を周年生産。
- 近隣のミカン農家10戸と連携し、都内スーパー等量販店に直接販売。出荷作業はパート従業員を雇用し、ミカン園内の集荷施設で行っていたが、その確保が困難になったため、H28年より出荷作業を地元の福祉事業所に委託。

### 体制



### 取組内容

- 障害者が当社の集荷施設に通って作業することが困難なため、当社が事業所まで青果を持ち込み、事業所で出荷作業を実施。
- 出荷作業は通常6名の障害者と支援員2名の計8名体制で実施。障害者は複数の作業を行うことが難しいため、工程を細かく分け、支援員とともに分担して実施。
- 出荷作業は9月から翌年5月まで通して委託し、事業所への委託料は出荷量（kg単価）による出来高払い。

### 取組の評価

- 人手不足の中、福祉事業所に出荷作業を委託でき、大変助かっている。
- 出荷量の増加が見込まれることから、別の事業所にも委託する予定。
- 当社の出荷では、確実に決められた量を決められた時間内に納品することが求められる。障害者は急な体調不良で作業できない場合があり、出荷量が増えても確実な納品ができるようパート従業員を事業所に派遣する対応も検討している。



# 農福連携の取組事例（「農」主体）

㈱南風ベジファーム  
（鹿児島県南さつま市）

～野菜生産＋漬物加工＋農作業受託で就労の場を確保～



夏は赤しそ栽培が中心

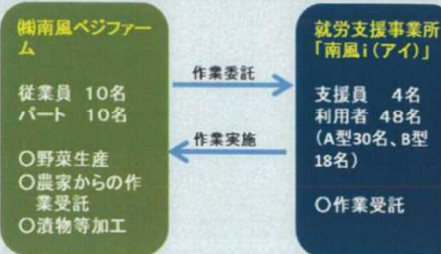
冬は高菜の収穫・加工

芋の苗植え

## 経緯

- ・当社代表は、他県で漬物業を営んでいたが、農家の高齢化で原料野菜の調達に難しくなる中、H24年に当地で漬物工場を買取り、農業生産と漬物加工に着手。
- ・県公社より4haの農地を借り受け、赤しそ、高菜を栽培し、漬物に加工。
- ・農業部門も加工部門も人手不足が事業拡大のネックであったことから、H27年に就労継続支援事業所を設立。

## 体制



## 取組内容

- ・当社が農作業や加工作業を事業所に通年作業委託し、障害者に就労の場を提供。
- ・当社の農地での赤しそ等の栽培のほか、地域の農家から芋の苗植え作業を10ha受託。他方、これらの農家に裏作の高菜の栽培5haを委託。
- ・高床式の栽培施設を導入し、地元スーパー向けにベビーリーフを年間10回生産。
- ・生産した野菜は、自社で漬物加工し、販売する他、漬物メーカーとの契約栽培により青果でも販売。また、地元スーパー向けの惣菜加工も実施。

## 取組の評価

- ・野菜生産、漬物加工、農作業受託の取組みにより、利用者数は、H27年の18人からH29年には48人に大幅に拡大。
- ・芋の苗植えの受託料は、作業面積による成果制。農家から計算が立ちやすく、安心して委託できると好評を得ている。
- ・当社が芋の苗植え作業を受託することで、地域のさつま芋農家の後継者が確保されるなど地域農業の維持発展に大きく貢献。

# 農福連携の取組事例（「農」主体）

社会福祉法人佐賀西部コロニー  
（佐賀県太良町）

～障害者施設と地域の高齢農家が連携した農業生産～



海水散布の様子

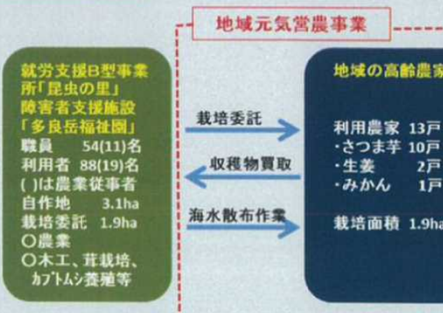
「海水みかん」のブランド名で販売

跨がずに利用できる改良リヤカー

## 経緯

- ・佐賀西部コロニーは、2つの就労継続支援B型事業所、障害者支援施設及びグループホームを運営。
- ・設立年のS59年より、地域の森林資源を活かした木工品製作、きのこ栽培、かつトシ養殖を推進（「循環型リサイクル事業」）。
- ・H17年より遊休みかん園を取得し、農業を導入。H21年より地域の高齢農家と連携した「地域元気営農事業」を推進。

## 体制



## 取組内容

- ・当法人の代表が「海水農法」を考案。希釈した海水を5～6回、作物に散布する農法。ミネラル成分が作物に吸収され、ブランド作物として高値で販売。
- ・海水農法でみかん等を3ha栽培する他、地域の高齢農家に海水農法によるさつま芋等の作物栽培を2ha委託し、生産物を買取、販売（「地域元気営農事業」）。
- ・利用者は職員とともにみかん、さつま芋の栽培、海水散布、出荷調整に従事。
- ・利用者が作業しやすい作業器具を自作又は改良。

## 取組の評価

- ・海水農法による農業と合わせて木工品製作、きのこ栽培等の各事業により、B型事業所の全国平均の2倍の工賃を確保。
- ・地域元気営農事業を通じて13戸の高齢農家の営農継続を支援。高齢者と障害者が役割分担しながら、活躍の場を提供。
- ・当法人主催で収穫祭を開催し、マスコミにもPR。良いものづくりを行い、注目されることで、利用者はもとより、その保護者からも喜ばれている。



# 農福連携の取組事例（「福」主体）

## NPO法人にしはらたんぽぽハウス （熊本県西原村）

～規格外品等地域資源を活用した6次産業化～



筍の収穫

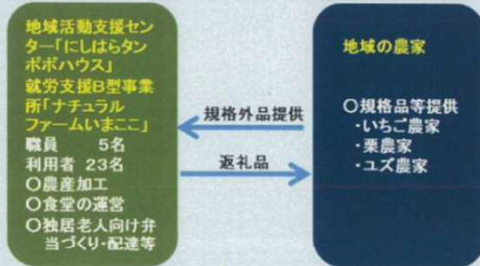
筍水煮 道の駅ですぐに売り切れる

食堂で注文をとる障害者

### 経緯

- ・村内の障害を持つ人達の「居場所づくり」「仕事づくり」を目的にH17年に前身の施設を設立。
- ・その後、NPO法人格を取得し、H24年より地域活動支援センター及び就労継続支援B型事業所を運営。
- ・当初より、農業と農産加工を主な仕事としてきたが、地震で農地が被災したことから、地域農家と連携した加工品づくりと食を通した復興支援が主となっている。

### 体制



### 取組内容

- ・地域農家から提供される規格外品のイチゴ、栗、ユズを用いて、イチゴドライフルーツ、マロンパウダー、ユズドレッシング等を製造。
- ・その他放置竹林から筍を収穫して作る筍の水煮、自家製の無農薬小豆を原料とする羊羹や地域食材を用いたトルカレ等多彩な加工品を製造・販売。
- ・加工品づくり、小豆栽培などの農作業、食堂での食事や弁当づくり、配膳等に23名の障害者が従事。
- ・障害者は、自ずと役割分担を行い、協力しながら自分の持ち場に責任を持って取り組んでいる。

### 取組の評価

- ・加工を行うことにより、障害の重い方でも瓶詰めやラベル貼りなどの作業に従事することが可能となった。
- ・加工品づくり等を通して障害者は自信を持つようになり、仲間同士が助け合いながら「自分は必要とされている」という意識が高まった。
- ・作業場の雰囲気は明るく、それぞれの仕事に責任とこだわりを持って取り組んでいる。

# 農福連携の取組事例（「農」と「福」のマッチング）

## 大分県農作業共同受注事業 （事務局：社会福祉法人太陽の家 大分県別府市）

～JAと福祉事業所の間で農作業の共同受注を調整～



柑橘選果場

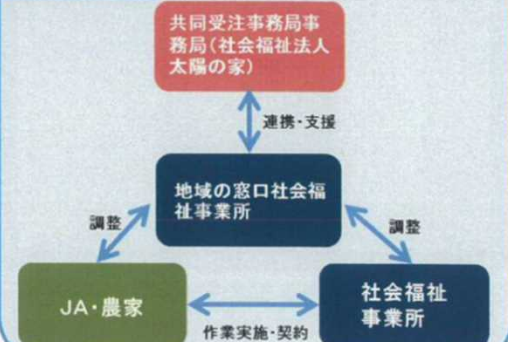
加工用カボス収穫作業

ニラの選別、計量、結束

### 経緯

- ・大分県では県障害福祉課が事務局となっておりH25年度よりJA等と連携し「農作業共同受注事業」を推進。
- ・H27年度より、県から「社会福祉法人太陽の家」へ事務局を委託。
- ・H29年度より、各JAから発注される作業や受託事業所が定着化してきたことから、地域段階で受注調整を行う体制整備を3地域（4グループ）で実施。

### 体制



### 取組内容

- ・地域の窓口事業所がJAとの受注調整や事業所間の作業スケジュール調整を行い、またJAと連携し、希望事業所を対象に事前の説明会を開催。
- ・共同受注事務局はJAと事業所間の契約事務等を支援。
- ・甘藷出荷調整、加工用カボス収穫、ニラ出荷調整、ハウスミカンのパック詰め等が主な作業。
- ・現場では事業所の職員が障害者に同行して作業。作業の指示は職員が行う。報酬支払は処理量等の出来高払い。

### 取組の評価

- ・作業に従事した障害者数は、H25年度の延べ約4千人からH29年度には延べ約1万1千人に増加。
- ・発注者側の評価は、「人手不足が解消」「出来高払いで収益の見込みを立てやすい」「安定した人員を確保でき、作業性も年々向上」など。
- ・事業所側の評価は、「単価見直しと作業性の向上により、工賃の安定に寄与」「トイレの改善など良い環境で作業ができています」など。



## もやい・ふれあい菜園の取り組み【水俣市】

### (概要)

地域で暮らす高齢者が日常生活の中で肩に力を入れず、「もやい・ふれあい・支えあい」、当たり前前に継続して取り組むことが可能な「食・農・福」連携型の新たな介護予防・健康づくり活動。

### (実施主体)

水俣市（事業受託先：水俣市久木野地域振興会、水俣市第1区自治会、水俣市第15区自治会、水俣市18区地域福祉事業会）  
〒867-0005 熊本県水俣市牧ノ内3番1号  
水俣市福祉環境部いきいき健康課高齢介護支援室  
TEL 0966-63-3051 FAX 0966-62-3670 [kenko@city.minamata.lg.jp](mailto:kenko@city.minamata.lg.jp)

人口等（平成31年1月31日現在）

総人口：24,689人 世帯数：11,766世帯 高齢化率：38.14%

社会福祉施設数（高齢・介護関係）：包括1 居宅17 訪問介護9

定期巡回・随時対応1 訪問入浴1 訪問看護8 訪問リハ3 通所介護8

認知症対応型通所介護1 通所リハ7 短期入所生活介護3 短期入所療養介護3

グループホーム5 小規模多機能4 特養5 老健3 介護療養型2

地域密着型有料老人ホーム1 養護老人ホーム1 サ高住1 福祉用具2

連携協力団体等：水俣市指定地域密着型サービス事業所（くぎのの里、デイサービスセンター長寿村、グループホームふれあいの家）、湯の鶴ひまわり会

### (取組内容等)

山間部や市街地、温泉地など4つの地域で実施している、日常生活の中で肩に力を入れず、当たり前前に継続できる取り組み。農業や地元食材・料理などを通してさまざまな活動を、住民が一緒になって行いながら、介護予防・健康づくり活動を行っている。現在、市内4つの地域で実施しており、市内在住の65歳以上の人を対象とし、地域外の希望者も可能な限り受け入れ、誰もが気楽に参加することができる。

山間部では遊休農地を活用した野菜作りや、収穫した野菜を使った配食・会食、市街地ではプランターや花壇を活用した花や野菜作り、温泉地では景観整備の草刈り、間伐で出た材木を使った椎茸栽培などを、住民が主体となって行っている。介護予防事業は男性の参加が少ないとの声があるが、農作業や力仕事が必要な場面が多いため、男性の参加が多いのも特徴となっている。収穫した野菜を使った会食・配食は、高齢者の見守りや食の確保、また、保育園児の農業体験の受け入れを行うなど、世代を超えた交流にもつながっている。

本事業に参加することで、1人で農業をすることが難しくなった人も、みんなと一緒にならできるといふことで、体を動かすきっかけにもなり、自らの経験を生かせる場ともなっている。作り方を教える側、教えられる側、になったりと参加の仕方も多様であり、誰もが講師役を担うことが可能であり、生きがいややりがいにつながりるとともに、介護予防活動等の担い手としての役割も生まれている。

また、農業は年間を通して様々な準備や作業が必要となることから、過去の経験や知恵を思い出すことで脳の機能の活性化につながる「メモリーワーク」が自然と行われるとともに、体や指先を使った作業を行うことで、健康づくりにつながっている。

それぞれの地域が特色を生かし、「地元（ふるさと）力」を発揮することで、介護予防・健康づくりのみならず、地域おこしや生きがいづくりにもなっている。



# 熊本県水俣市

～市内各地域で実施中！～



## 水俣市 もやい・ふれあい菜園





## 社会参加活動や認知症予防のための体制整備

平成31年度予算案  
267億円の内数

○ 認知症を有する人をはじめとする高齢者の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、**認知症地域支援推進員の取組**として、新たに社会参加活動のための体制整備を地域支援事業に位置づけ、その取組を支援。

### (具体的な取組例)

- ・ 市町村が適当と認めた者による**農業**、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・ 専門家を派遣する等、利用者に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ マルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動を行うために必要な**農業生産者や企業等とのマッチング支援**
- ・ 好事例を収集し、関係者で共有するなどの普及活動

### (主な経費内容)

- ・ 作業実施の指導・訓練に関する人件費(**農家等への謝礼**)や介護支援が必要な場合の人件費
- ・ **作業実施のための諸経費(器具の購入)やイベント(マルシェ)の開催**
- ・ 商品の売上げは、支援の対象者である高齢者の有償ボランティアの謝金等として事業費に充てつつ、不足部分を支援

※ 1市町村あたり、3カ所の実施を想定(財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所まで)。



- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

## I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

## II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進

- ・**地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進**など他省庁との連携策を促進

## III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

## 新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

## 【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

### ①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

### ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、**就労支援**、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

### ③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
  - ①ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
  - ②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

## (市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況等を把握した上で、地域住民と関係機関等と議論をしながら、域内における包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う

# 大牟田市での取組

平成30年度老人保健事業推進費補助金  
老人保健健康増進等事業

地域包括支援センターが「地域包括ケア」と「地方創生」を統合し、「まちづくり」の中核として機能するための「地域生活課題」に関する情報集積及び活用等に関する調査・研究事業

報告書より



# ① 買い物支援と介護予防

病院

地域交流センター



移動販売

(関係者にとってのメリット)

## 〈産業側〉

- ・新規のお客さんや知り合いができた
- ・全く知らない業界のことを知るきっかけになった
- ・営業活動など、新しい経験ができた
- ・超高齢社会の中で自分たち（商業者）の営みを維持する可能性（ヒント）を得た

## 〈福祉側〉

- ・買い物難民の支援につながった
- ・買物を通して誰かと話す機会になった
- ・店の人が買いにきた認知症の方と触れ合うことで、認知症の啓発につながり、認知症の方に優しいまち（商店街）づくりにつながった

# ②カーディーラーとの協働

## 65歳以上の就労状況（総務省統計局）

65歳～69歳⇒46.6%

70歳～74歳⇒30.2%

75歳以上⇒9.8%

計86.6%



相談

相談支援包括化推進員

協力依頼

看護小規模  
多機能型  
居宅介護



（関係者にとってのメリット）

### 〈産業側〉

- ・認知症を身近な問題と捉えていた
- ・地域密着を理念に、会社として地域に恩返しがあった

### 〈福祉側〉

- ・利用者さんが生き生きしている
- ・各人ごとのリハビリの効果が出ている
- ・家で何もしてなかった人が散歩に行くように、ご飯の引き膳をするなど、行動変容が見られるようになった
- ・職員が利用者一人一人のことを考えながらケアができるようになり、職員のやりがいにつながった

小規模多機能  
型居宅介護事  
業所等施設利  
用者の方々が  
洗車



# ③農家との協働

## 大牟田まるごとスタイル

教育・福祉・商業・農業・行政関係者

「お互いの困りごとの共有」

(事務局)  
相談支援包括化推進員

企画

農作業を通じた就  
労体験会

繋がる

(関係者にとってのメリット)

### 〈産業側〉

- ・収穫量の増加につながった
- ・高齢者でも過去の経験等によりできることがあることがわかった
- ・人手不足の解消につながった

### 〈福祉側〉

- ・何ができるかを知ることができた
- ・取り組みに参加したことで働くことに自信が付き、就労につなげることができた
- ・達成感を得たり、自然と人と交流したりする機会になった



主に、「稲の種まき」、「みかん・すもの収穫」等その時期にやるべき作業